

六甲山再生委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 六甲山・摩耶山（以下、「六甲山」という。）の魅力ある自然を活用し、自然保護との最適なバランスを保ちながら活性化を図ることを目的として、六甲山の目指すべき方向性及び民間資本の誘導による六甲山の活性化を図るための協議を行うため、「六甲山再生委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、その目的を達成するため、次の事項について協議を行う。

- (1) 六甲山全体の目指すべき方向性に関する事
- (2) 上記(1)を実現するための方策に関する事
- (3) その他、六甲山の活性化を図るために必要な事項に関する事

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員を持って組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長の指名により定める。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(顧問)

第5条 委員会に顧問を置き、知事及び市長をもって充てる。

- 2 顧問は、必要に応じて会議に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第8条 委員会に、その所掌事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、部会に属する委員のうちから、委員長が指名する。
- 5 部会長及び部会の会議については、第4条第3項、第5条、第6条及び第9条の規定を

準用する。この場合、「委員長」及び「委員会」については、「部会長」及び「部会」と読み替えるものとする。

6 部会は、必要に応じ六甲山の活性化にかかる関係者の意見を聴取し、委員会にその意見を報告する。

(会議の公開)

第9条 委員会は、公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、委員長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29条）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
- (2) 委員会を公開にすることにより公正かつ円滑な会の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 委員会の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を適用する。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、神戸市経済観光局観光M I C E部観光企画課に置く。

(庶務その他)

第11条 委員会の庶務は、神戸市経済観光局観光M I C E部観光企画課において処理する。

(施行細目の委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の開催に関し必要な事項は、神戸市経済観光局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年3月13日より施行する。

(招集の特例)

この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条の規定にかかわらず、神戸市経済観光局長が招集する。